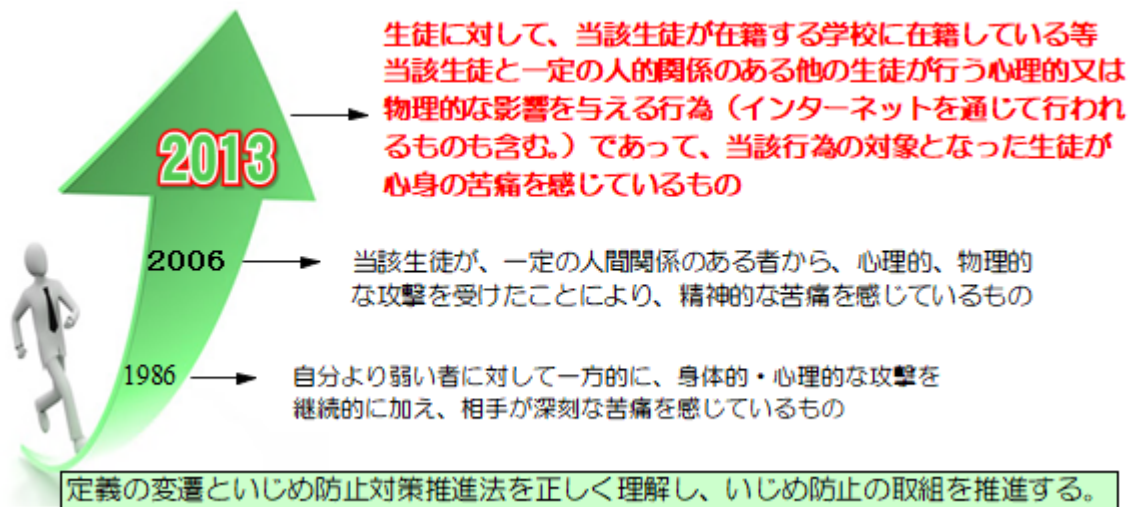
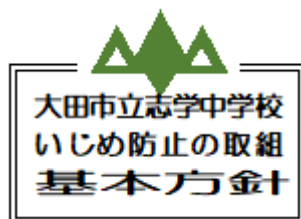


1. いじめの定義と変遷



2. いじめ防止の取組の基本方針



- 【校訓】 強く 明るく 誠実に
- 【学校教育目標】 継承と進化
- 【めざす学校像】 通いたくなる 通わせたいになる
働きたくなる 温かな学校
- 【めざす生徒像】 ①最後までやり遂げようとする生徒
②自他を等しく尊重しようとする
③ふるさとを愛し、未来を
切り拓いていこうとする生徒

基本理念に基づいて、家庭・地域・教育委員会と連携し、いじめの未然防止に取り組むとともに、「早期発見と対応」「組織的な対応」より、いじめられている生徒を守りぬく。

基本理念

- いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。
- いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る。
- いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである



3. 志学中学校いじめ防止対策委員会

いじめに対し、迅速かつ組織的な対応を行うため、「志学中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

【構成員】 校長 教頭 生徒指導主事 関係担任 養護教諭 特別支援コーディネーター
スクールカウンセラー PTA 正副会長 民生・主任児童委員

【役 割】 ①未然防止・・・ 自尊感情を育み、いじめを生まない風土の醸成
②早期発見・・・ 平素の温かな人間関係づくりと報告連絡相談の徹底
③対 応・・・ 適切で迅速な初期対応と組織的な対応
④取 組・・・ PDCA サイクルによる継続的な取組改善、研修企画

いじめ情報の把握

報告

報告

【志学中学校いじめ防止対策委員会】

構成員 校長 教頭 生徒指導主事 関係担任
養護教諭 特別支援コーディネーター
スクールカウンセラー PTA 正副会長
民生・主任児童委員

志学中学校教職員
情報共有と共通理解

早期対応
組織的対応

被害生徒への支援

加害生徒への指導

保護者連携（事案・事実の連絡と方針説明）

◇本人及び保護者の思い、心情
に寄り添った対応

◇保護者に対し、本人の指導
に対する理解と協力を依頼

早急・円滑な対応のため、保護者との協力体制を築く

◇支援と見守りの継続
◇保護者連携の継続

◇指導を含めた継続的な
見守り
◇保護者連携の継続

【集団育成】

○当該生徒に配慮しながら
再発防止への働きかけ
○温かい人間関係づくりに
向けた啓発と取組
○いじめ四層構造の理解

【保護者啓発】

○保護者会等での説明や
いじめ防止の啓発
○たより等による保護者や
地域への協力依頼

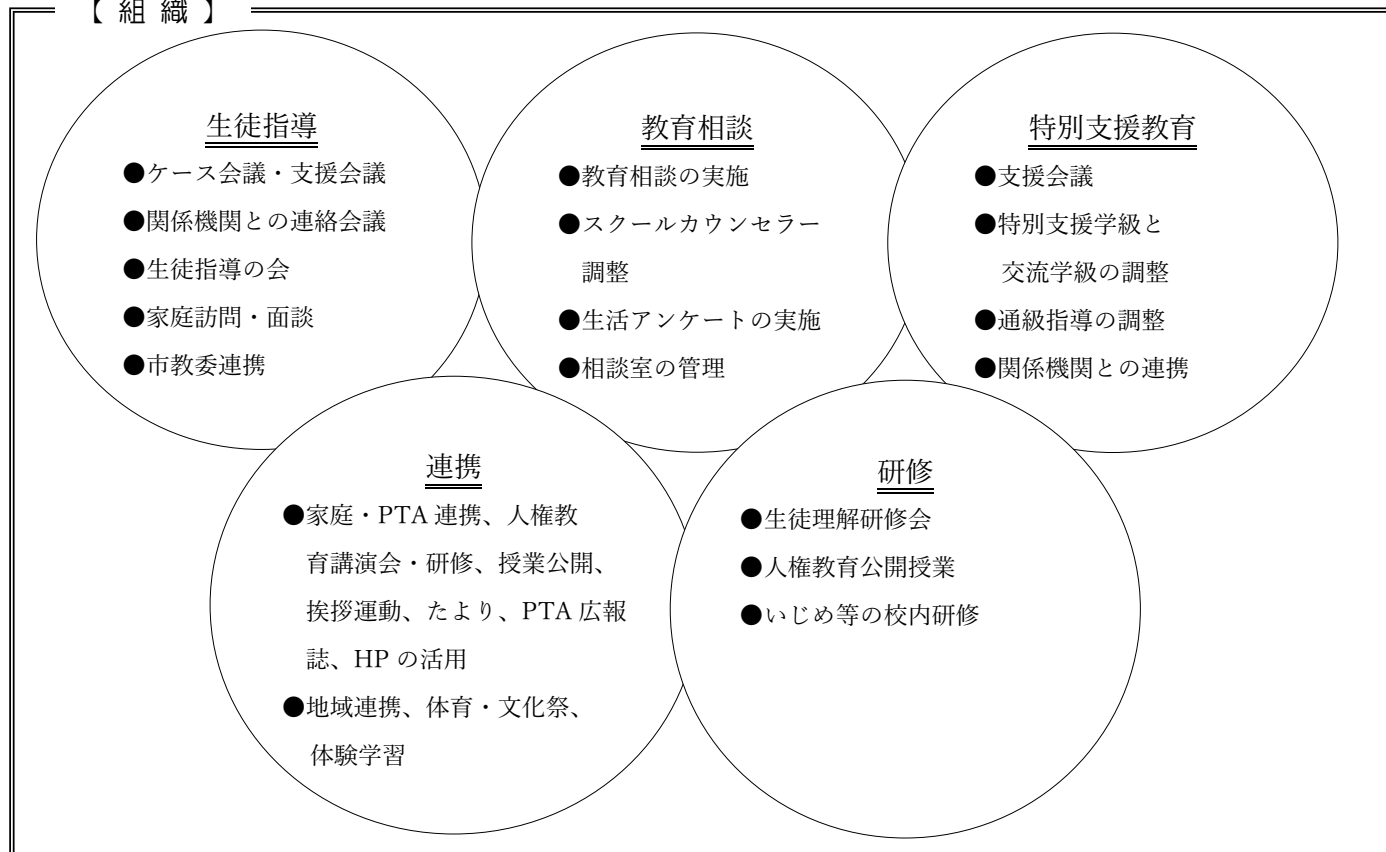
継続した取組

いじめ解消・通常の生活



4. 未然防止のための組織と取組

【 組 織 】



【 取 組 】

○自尊感情を育み、自他を愛し、いじめを生まない風土の醸成をめざす。

①人権・同和教育

人権・同和教育を推進し、生徒の人権意識や人権感覚を高めるとともに、いじめは絶対に許されない行為であるというメッセージを伝える。

②人間関係づくり

互いを認め合い、高め合う集団づくりを授業、学校行事、生徒会活動等を通じて行う。また、地域の特色を生かした体験活動を通じ、ふるさと教育やキャリア教育を推進することで、自己有用感や共存共栄の精神を醸成していく。

③道徳教育

道徳教育の充実を図り、相手を思いやる気持ちを育てるとともに、いじめ問題を自分のこととして捉え、議論し、解消や撲滅しようとする力を身につける。

④情報収集と共有

教育相談体制の充実、生徒観察やアンケート調査、保護者や地域との連携を通じて積極的に情報収集と共有を行う。また、保小中連携による発達段階に応じたいじめの未然防止の取組と情報共有を行う。

⑤教職員の資質能力の向上

スクールカウンセラーや外部講師を招いた専門的研修を定期的・継続的に行う。教職員がいじめ防止対策推進法を正しく理解し、適切な対応ができるよう研鑽を積む。

5. いじめの早期発見・早期対応

【早期発見】

①日常観察

健康観察、授業、休憩時間、給食、清掃、部活動等について生徒の様子や変化に注目する。

②生活ノート

生徒の思いや訴えを受け止め、気になる点は迅速に報告連絡相談を行う。

③教育相談

定期的な教育相談だけでなく、平素から受容的な態度で生徒の話を聞く。迅速に報告・連絡・相談を行う。

④各種アンケート

学校生活アンケート、アンケート Q&A 等の分析を通じて、早期発見及び実態把握の手段として活用、対応する。

⑤保護者・地域連携

学校・学級だよりを通じて積極的に情報発信を行い、啓発活動に取り組む。



【早期対応】

いじめられる側にも問題があるという見方は、まちがいであり、被害を受けた生徒を徹底して守り通し、安心と安全を確保する。

加害の生徒には「いじめは決して許されない行為であること」「いじめを直ちにやめること」を指導する。

【いじめの解消】の要件

いじめの解消の判断は、「いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること」「被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」であり、被害を受けた生徒・保護者に確認しなければならない。
単に謝罪の場面を設定しただけで、解消という安易な判断をしない。

6. 重大事態の対応

【重大事態の対応】

○いじめにより重大事態が発生した場合は、直ちに市教委に報告する。

その後、市教委の判断に従って対応を進める。調査は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29.3 文科省）」に沿って対応する。

重大事態とは…

①いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※自死企図、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等

②いじめにより在籍する生徒が相当の期間（年間30日目安、一定期間連続して欠席しているような場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※生徒や保護者から申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【志学中学校いじめ防止対策委員会】

いじめの把握 → いじめの制止と事実確認 → 重大事態の判断

マスコミ対応

大田市教育委員会

大田市長

【調査主体】（大田市いじめ防止基本方針より）

ア、原則として学校主体（志学中学校いじめ防止対策委員会）とする。

※市教委→指導主事や専門家等を学校に派遣

自死（未遂含む）事案、学校調査では十分な結果が得られないと市教委が判断した場合

イ、市教委主体（附属機関：弁護士や精神科医等の専門的知識を有するもので構成）

当該保護者への丁寧な説明や報告

7. 取組の評価

◆いじめに関する学校の取組について、学校評価の項目に挙げて評価を行う。